

ぐんぎんアプリ電子交付サービス利用規定

第1条 総則

ぐんぎんアプリにおける電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に際しては、「ぐんぎんアプリ利用規定」に加え、このぐんぎんアプリ電子交付サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）が適用されます。なお、特段の定めのない限り、「ぐんぎんアプリ利用規定」における定義は、本規定においても適用されるものとします。本サービスを利用する場合、利用者は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、利用者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条 本サービスについて

1. 本サービスの内容

本サービスは、第 3 項に定める書類（以下、「電子交付対象書類」といいます。）を利用者の求めに従い、電磁的に交付（以下、「電子交付」といいます。）するサービスです。また、電子交付される書類を「電子交付書類」といいます。電子交付書類は、紙媒体での交付は行いません。

2. 本サービスの利用開始

本サービスの利用開始には、ぐんぎんアプリ上で利用申込を行うものとします。なお、ぐんぎんアプリによる申込によらなくとも、別途の方法で利用申込みされていることを当行が確認できた場合は、本サービスを利用できるものとします。

3. 電子交付対象書類

電子交付対象書類の名称、閲覧可能期間等は当行ホームページに掲載することとします。

当行は電子交付対象書類を任意に追加および削除できるものとします。電子交付対象書類の追加及び削除を行う場合は、当行ホームページに掲載することとします。電子交付対象書類の名称、閲覧可能期間等に変更があるときも同様とします。

4. 電子交付の方法等

- ① 電子交付対象書類は、PDF形式のファイルで利用者が使用する端末の画面上に表示します。閲覧には端末にPDF閲覧ソフトをインストールする必要があります。
- ② 電子交付書類は端末への保存および印刷を可能とします。
- ③ 電子交付書類は、当行の定めた期間において閲覧可能とします。ただし、法令や諸規則の変更などの理由で、電子交付に代えて紙媒体により交付するなど、本規定に定める以外の方法で交付することで、規定された期間に満たないまま閲覧を停止する場合があります。
- ④ 本サービスの申込後、交付方法が電子交付に切り替わるまでの日数は、当行が定めた日数とします。詳細は、当行ホームページに掲載することとします。
- ⑤ 利用者が電子交付から紙媒体での交付へ切り替えた場合（本サービスの停止）でも、本サービスの停止前の電子交付書類は閲覧期間が終了するまで、閲覧を可能とします。再度、電子交付へ切り替え（本サービスの申込）した場合でも、この期間中に紙媒体で交付された書類は電子交付されません。
- ⑥ 電子交付の方法については、あらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で変更

することがあります。

5. Eメールによる通知

- ① 電子交付書類が電子交付された旨を登録メールアドレスへEメールで通知します。

利用者の希望によらず一部の電子交付対象書類は本サービスへログイン後のお知らせ欄において、電子交付されたことを通知することとします。またお知らせ欄への通知対象となる電子交付書類は法令・諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、変更することができるものとします。

6. 本サービスの停止

- ① 当行は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容を変更または停止することができるものとします。当行が本サービスの利用が適当ではないと判断した場合も停止の対象とします。なお、利用者が停止の申込をする場合は、当行所定の手続きによるものとします。
- ② 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子交付を停止し、紙媒体の交付に切り替える場合があります。ただし交付済みの電子交付書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵触しない範囲で可能とします。
- ③ 本サービスを停止した場合、電子交付対象書類は紙媒体に切り替えて交付します。
- ④ システムメンテナンス等により、本サービスの一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は紙媒体への切り替えなどの対応は行わず、本サービスの再開後に電子交付します。
- ⑤ 前各号により利用者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。
- ⑥ 利用者がぐんぎんアプリのサービス利用を解約した場合は、本サービスを利用できなくなります。

第3条 免責事項

1. 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害について、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスを利用する端末は利用者の責任において適切に管理するものとし、紛失盗難その他事故により、不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧等された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負わないものとします。
3. 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機器およびコンピューター等の障害ならびに回線障害等により、本サービスの利用が不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
4. 前項のほか、以下の事由により本サービスが利用できなかった場合、これによって生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
 - ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、止むを得ない事由があったとき
 - ・当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき

第4条 利用者責任

1. 利用者が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他利用者の責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、利用者の責任において解決するものとしします。
2. 利用者が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、利用者はこれを賠償する責めを負うものとしします。

第5条 本規定の変更

本規定の各条項は、法令の変更その他当行が必要と認める場合には、利用者に個別に通知することなく、変更できるものとしします。この場合、ホームページ等への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとしします。

第6条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法としします。本サービスに関する紛争については、前橋地方裁判所を管轄裁判所としします。

以上